



公正取引委員会

Japan Fair Trade Commission

消費税の転嫁拒否等の行為及び軽減税率制度に関する説明会及び相談会の実施について（ご案内）

公正取引委員会では、消費税率が平成26年4月に5%から8%、平成31年10月に8%から10%へ2段階で上げられることに伴い、消費税の転嫁拒否となる買ったたきや減額といった行為の未然防止のための取組、迅速かつ厳正な対処のための取組を進めています。

また、国税局では、平成31年10月から実施される、事業者に対する消費税の軽減税率制度の周知活動を行っております。

今回、福岡県において、以下の日程により、消費税の転嫁拒否等の行為及び軽減税率制度に関する事業者向けの説明会（説明会後の相談会を含む。）を**参加無料**で開催することになりました。

つきましては、参加ご希望の事業者様は、裏面の【お申込み方法】に従い、お申込みいただきますようお願いいたします。

	①	②	③
開催日	H29. 10. 25 (水)	H29. 10. 30 (月)	H29. 11. 6 (月)
開催場所	福岡県中小企業振興センター 4階 401会議室 (福岡市博多区吉塚本町 9-15)	毎日西部会館 5階 ①②会議室 (北九州市小倉北区 紺屋町13番1号)	久留米シティプラザ 5階 大会議室 (久留米市六ツ門町 8-1)
時間	【午前の部】 10:00 ~ 10:50 [転嫁拒否等の行為の説明 (公正取引委員会)] 10:50 ~ 11:00 [休憩] 11:00 ~ 11:50 [軽減税率制度の説明 (福岡国税局)] (11:50 ~ 12:30) [相談会 (個別のご相談の対応)] 【午後の部】 14:00 ~ 14:50 [転嫁拒否等の行為の説明 (公正取引委員会)] 14:50 ~ 15:00 [休憩] 15:00 ~ 15:50 [軽減税率制度の説明 (福岡国税局)] (15:50 ~ 16:30) [相談会 (個別のご相談の対応)]		
定員	各部100名程度		

※ 午前の部、午後の部とも、説明内容は同じです。

軽減税率制度に関する情報は

国税庁
ホームページ

消費税軽減税率制度

をクリック



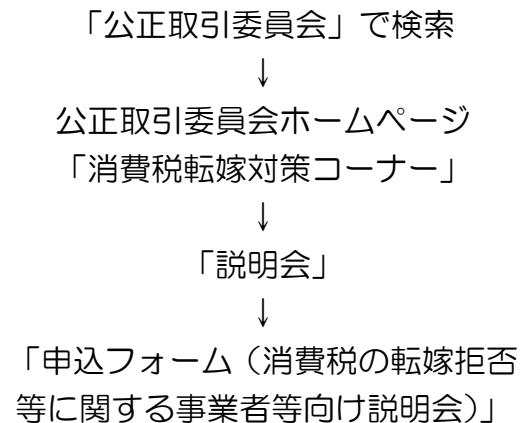


公正取引委員会

Japan Fair Trade Commission

【お申込み方法】

公正取引委員会ホームページの「申込みフォーム」からお申込みください。
御記入いただいたメールアドレス宛てに到達通知が送付されますので、その到達通知又は「講習会の申込み登録結果」と表示された画面を印刷し、説明会当日、会場にお持ちください。



■ 申込みフォームURL

https://www.jftc.go.jp/kosyukai6/form/apply_infos/insert

【注意事項】

1 説明会のお申し込みについて

- (1) 申込みについては、先着順とし、定員になり次第締切りとさせていただきます。
- (2) 申込みの際に入手した個人情報等は本説明会業務以外の目的に使用することはありません。

2 説明会について

- (1) 会場にお越しの際は公共交通機関を御利用ください。
- (2) 説明会で使用する資料については、説明会会場にて配布いたします。
- (3) 説明会についての問い合わせ先は下記問い合わせ先までお願いします。

3 相談会について

- (1) 相談会でお聞きした内容は秘密として厳守しますので、安心して御相談ください。
- (2) 多数の相談希望者がいた場合、会場の都合上、全ての相談を受け付けることができません。転嫁拒否等に関する相談の場合は、公正取引委員会の担当者が地域・職場にお伺いする移動相談会も実施しております。

【問い合わせ先】

福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎別館2階
公正取引委員会事務総局 九州事務所 消費税転嫁対策調査室（藤吉）
TEL：092-431-5881
FAX：092-474-5465